

令和元年度

定期監査（第1次）結果報告書

令和元年7月17日

北見市監査委員

令和元年度定期監査（第1次）結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、令和元年度北見市監査計画に基づき、次のとおり定めた。

企画財政部	秘書課
総務部	資産経営課、契約課、工事検査主幹
市民環境部	市民の声をきく課、戸籍住民課
保健福祉部	総務課、障がい福祉課
子ども未来部	子ども支援課
農林水産部	農政課
商工観光部	商業労政課
都市建設部	総務課、住宅債権主幹
端野総合支所	総務課（現地監査含む）
常呂総合支所	総務課（現地監査含む）
留辺蘂総合支所	総務課、温根湯温泉支所
学校教育部	指導室、特別支援教育推進主幹、学校教育課
社会教育部	生涯学習課
端野教育事務所	生涯学習課（現地監査含む）
常呂教育事務所	生涯学習課（現地監査含む）
留辺蘂教育事務所	生涯学習課
会計管理者	会計課
上下水道局	経営企画課

2 監査の期間

平成31年4月19日（金）から令和元年7月11日（木）まで

現地監査については令和元年6月3日（月）

3 監査の主眼及び方法

平成30年10月から平成31年3月までにおける財務に関する事務事業について、北見市財務規則等に基づき事務処理が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、工事及び業務委託等に係る契約事務並びに物品等の管理・保管及び諸帳簿等の整備状況を主たる対象事項として実施した。

4 監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善を要する事項がみられた。

(1) 予算執行関係について

伝票処理において、決裁区分を誤っているもの等がみられた。

【農政課、商業労政課】

(2) 契約事務について

契約約款や関係書類の精査不足等がみられた。

【戸籍住民課、障がい福祉課、農政課、商業労政課、都市建設部総務課、住宅債権主幹、端野総合支所総務課、常呂総合支所総務課、留辺蘂総合支所総務課、温根湯温泉支所、学校教育課、常呂教育事務所生涯学習課、経営企画課】

(3) 時間外勤務等命令及び週休日の振替等について

週休日に勤務を命ずる場合において、当初から振替日を指定せず、時間外勤務を命じているもの等がみられた。

【秘書課、資産経営課、契約課、市民の声をきく課、戸籍住民課、保健福祉部総務課、障がい福祉課、農政課、住宅債権主幹、生涯学習課、常呂教育事務所生涯学習課、経営企画課】

5 意見

今回の監査を通して、伝票処理については、ミスが減少しており、事務の改善や職員研修の効果がみられる。引き続き、経理事務の適正な実施に努められたい。

一方、契約事務において、契約関係書類の精査不足がみられた。契約行為は後日思わぬ紛争を招く恐れもあることから、適正な事務の取扱いに努められたい。

また、週休日の勤務命令等については、これまでの定期監査においても指導指摘を行っているにもかかわらず、依然として、同様の誤りが多くの部局で見られる状況にある。時間外勤務等命令に対する、正しい認識がなされていないことから、各部局長、各所属長に対し、基本的取扱いについて具体的に指導されたい。